

運輸事業者を応援します！

伊豆市新型コロナウイルス感染症及び 燃料費高騰対策運輸事業者支援給付金のご案内

事業の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に加え、原油価格の高騰により厳しい状況が続いている運輸事業者を支援するため、伊豆市新型コロナウイルス感染症及び燃料費高騰対策運輸事業者支援給付金を支給します。

対象者

【対象要件】

- (1) 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）の産業に関する分類のうち中分類 43—道路旅客運送業（小分類 431—一般乗合旅客事業者運送業及び小分類 432—一般乗用旅客自動車運送業を除く。）又は中分類 44—道路貨物運送業に該当する運送事業者であること
- (2) 事業者が給付金申請時に伊豆市内の営業所等に配置する車両で、運送業務に使用している車両であること（車検証の「所有者の住所」及び「使用者の住所」が伊豆市内、又は「所有者の住所」が市外の本社住所であっても「使用者の住所」が伊豆市内の営業所等の住所であり、「有効期限の満了する日」が給付金申請日以降であること）
- (3) 『伊豆市新型コロナウイルス感染症及び燃料費高騰対策事業者支援給付金』『伊豆市新型コロナウイルス感染症及び燃料費高騰対策公共交通事業者支援給付金』の支給を受けていないこと
- (4) 納期が到来する市税、上下水道料金その他市に納めるべき全ての料金に滞納がないこと
- (5) 今後も事業を継続する意思があること

補助率

※1 事業者ごとの給付金の額は、100 万円を限度とする。

バス(※1)及び大型貨物(※2)は、1台につき5万円

事業用車両(バス及び大型貨物を除く。)は、1台につき2万円

※1 バス 事業用車両のうち、乗車定員 11 人以上の大型乗用自動車をいう。

※2 大型貨物 事業用車両のうち、車両総重量 11 t 以上かつ最大積載量 6.5 t 以上の車両をいう。

申請期限

令和5年1月31日(火)まで ※当日消印有効

支払方法

口座振込（審査を要するため1～3週間程度かかる予定です。）

提出書類

下記のすべての書類が必要です。

	提出書類
1	伊豆市新型コロナウイルス感染症及び燃料費高騰対策運輸事業者支援給付金交付申請書 (様式第1号)
2	事業許可証の写し等 (営業所等の存在を証明できるもの)
3	車検証の写し (申請する車両のもの全て)
4	通帳の写し (表紙と通帳を開いた1、2ページの写し) ※申請者と口座名義人が同一のもの
5	伊豆市新型コロナウイルス感染症及び燃料費高騰対策運輸事業者支援給付金請求書 (様式第3号)

※伊豆市ホームページで申請書類をダウンロードすることができます。

トップページ ⇒ 健康・医療・福祉 ⇒ コロナウイルス対策 ⇒ 燃料費高騰対策運輸事業者支援給付金

提出方法

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」を防ぐため、申請書類は原則郵送(特定記録郵便)で提出してください。

【送付先】〒410-2413 静岡県伊豆市小立野 24-1

伊豆市役所産業部観光商工課 宛

問合せ

伊豆市役所 産業部観光商工課 緊急経済対策スタッフ 電話番号 0558-88-5670

令和4年10月5日迄の問い合わせは、電話番号 0558-72-9911 までお願いします。